

V 監督及び罰則、情報公開について

1 所轄庁の監督

特定非営利活動促進法は、その目的として、第1条に「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動」の「健全な発展を促進し、公益の増進に寄与すること」としています。このような市民の自由な社会貢献活動を促すためには、監督官庁の関与をできるだけ少なくするという仕組みを取っています。

このため、法人及び所轄庁へ提出した書類を情報公開（縦覧及び閲覧）することにより、広く市民によってその活動及び運営について監視することとされています。これら市民から寄せられた情報などによって、不適切な活動を行っている団体に対し、所轄庁は監督を行うこととなります。

(1) 報告及び検査（法第41条第1項）

所轄庁は、法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関して報告をさせ、又は法人の事務所その他の施設に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

(2) 改善命令（法第42条）

所轄庁は、法人が、次の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命令することができます。

①次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・営利を目的としない団体であること。（法第2条第2項第1号）
- ・社員の資格の得喪に不当な条件をつけないこと。（法第2条第2項第1号イ）
- ・役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること。
（法第2条第2項第1号ロ）
- ・宗教活動を主目的としないこと（法第2条第2項第2号イ）
- ・政治活動を主目的としないこと（法第2条第2項第2号ロ）
- ・特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦・指示・反対を目的としないこと
（法第2条第2項第2号ハ）
- ・暴力団、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法第12条第1項第3号）
- ・10人以上の社員を有するものであること（法第12条第1項第4号）

②法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③運営が著しく適正を欠く場合

(3) 設立認証の取り消し（法第43条第1項、同条第2項）

所轄庁は、次の場合には法人の設立の認証を取り消すことができます。認証の取消を行おうとする場合には、聴聞の手続きをとることとされています。

①沖縄県の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合

②法第29条で毎年1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合

③法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

2 罰則

特定非営利活動促進法では、次の違反行為等に対して、罰則規定を設けています。

(1) 50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

- 改善命令に違反した者（法第42条違反）
- 代表者又は代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反したときは、その行為者とその法人。

(2) 20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

次に掲げるいずれかに該当する場合の特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人

- ①組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ②設立のときに財産目録を作り、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条違反）
- ③役員の変更等をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項違反）
- ④軽微な事項に係る定款変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第25条第6項違反）
- ⑤法第28条第1項に規定する事業報告書等を、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項違反）
法第28条第2項に規定する役員名簿及び定款等を事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第2項違反）
- ⑥定款の変更に係る登記をしたときの当該登記をしたことを証する登記事項証明書の所轄庁への提出を怠ったとき（法第25条第7項違反）
- ⑦事業報告書等の毎事業年度1回の書類の所轄庁への提出を怠ったとき（法第29条違反）
- ⑧法第28条の2第1項に規定する貸借対照表を作成後遅滞なく、同項に掲げる方法のうち、定款で定める方法により公告しなかったとき（法第28条の2第1項違反）
- ⑨法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続き開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
- ⑩清算人が、法人の解散後に遅滞なく、債権者に対し、2か月以上の一定の期間内に債権の申出をすべき旨の公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- ⑪清算中に法人の財産がその債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が裁判所に直ちに破産手続き開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑫清算人が、裁判所に破産手続き開始の申立てをしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑬合併の認証があったときに、通知のあった日から2週間以内に作成し、主たる事務所に備え置かなければならない財産目録及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第35条第1項違反）
- ⑭合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば2か月以上の定めた期間内に述べるべき事を公告せず、あるいは判

- 明している債権者に対して格別にこれを催告しなかったとき(法第35条第2項違反)
- ⑮合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなかったとき(法第36条第2項違反)
- ⑯第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法第41条第1項違反)

(3) 10万円以下の過料に処せられる場合(法第81条)

- その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者(法第4条違反)

(参考)

「罰金」とは、

国が個人や法人に科する【刑罰】の一種で、行為者から強制的に財産(金銭)を徴収するものです。罰金の額は、刑法では1万円以上と定められています。

なお、同種の【刑罰】に「科料」(かりょう)がありますが、こちらは罰金より少額(刑法では1000円以上1万円未満)となります。

「過料」(かりょう)とは、

金銭を徴収する【制裁】のひとつですが、刑罰である罰金や科料とは異なり、いわゆる行政罰といわれるものです。

なお、読み方が【刑罰】である科料と同じであるため、両者を区別するために、科料を(とがりょう)、過料を(あやまちりょう)と呼び分けることがあります。

3 情報公開

特定非営利活動法人は、市民による監督を求められていることから、情報公開に関する規定があります。

法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。(法第28条第1項)

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)をその法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。(法第28条第2項)

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係者に閲覧させなければなりません。(法第28条第3項)

一方、所轄庁が行う情報公開として、縦覧、閲覧が定められています。

(1) 縦覧(法第10条第2項、法第25条第5項、法第34条第5項)

法人設立認証の申請、定款変更の認証申請、合併の認証申請があった場合には、沖

縄県が申請書を受理した日から2週間、誰でも次に掲げる書類を沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内において縦覧することができます。

縦覧書類	設立 認証 申請時	定款変更認証申請時		合併 認証 申請時
		所轄庁変更 を伴う場合	所轄庁変 更を伴わ ない場合	
定款	○	○	○	○
役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿	○	○		○
設立趣旨書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動（収支）予算書	○			
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書の注記	○			
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※2		○	○	
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動（収支）予算書 ※3		○	○	
定款変更日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書の注記			※1 ○	
合併趣旨書				○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書				○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動（収支）予算書				○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書の注記				○

※1 行う事業が増える場合。 ※2、3 行う事業の変更を伴う場合。

(3) 閲覧（法第30条）

法人が作成し、沖縄県に提出した事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限り、）、役員名簿又や定款等について、沖縄県庁舎（沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内）でこれらの書類（事業報告書等または役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧することができます。

●設立登記完了後

①定款、②登記事項証明書の写し、③財産目録

●年1回の提出書類受領後

①事業報告書、②活動（収支）計算書、③活動計算書の注記、④貸借対照表、⑤財産目録、⑥前事業年度に役員であったものの名簿、⑦前事業年度の10人以上の社員名簿

●役員変更届出書受領後

最新の役員名簿

●合併登記完了後

①定款、②登記事項証明書の写し、③財産目録

